

R2.7.21教育委員会

損害賠償請求事件の判決への対応について

1 **事件名** 損害賠償請求事件(平成29年4月21日大分地裁中津支部へ提訴)

2 **当事者**

- (1) 原告 A (当時 中津東高校土木科2年)
 (2) 被告 大分県

3 **原告の「請求の原因」**

平成28年7月21日(木)午前10時過ぎ、中津東高校柔道部の練習中、顧問が原告(当時2年生)と乱取りの稽古において、原告が顧問の奥襟を取りにいった際、原告の右手が顧問の顔をかすめたため、顧問は激高して、原告の顔面を手拳で何度も殴打した。その後も、顧問の怒りはしばらく収まらず、原告は無抵抗のまま殴られ続け(後頭部も殴られ)、また、投げ続けられて、床に叩き付けられ続けた。

このため、原告は、脳脊髄液漏出症(※¹)と診断され、硬膜外自家血注入手術(※²)を受けた。また、うつ状態との診断も受け、現在でも、握力の低下(中心性頸髄損傷)や頭痛、嘔気嘔吐、拒食などの症状に苦しんでおり、これらの症状は顧問の傷害事件による後遺症と捉えるべきものである。

※¹ 脳脊髄液が脳脊髄液腔から漏出することで減少し、頭痛やめまい、耳鳴り、倦怠など様々な症状を呈する疾患

※² 血液が固まることを利用して、硬膜から髄液が漏出している部位を塞いでいく方法。血液(ブラッド)で穴を防ぐ(パッチをする)ため、ブラッドパッチと呼ばれる。

4 **原告の「請求の趣旨」**

- (1) 被告は、原告に対し、金2369万8824円及びこれに対する平成28年7月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
 (2) 訴訟費用は被告の負担とする
 との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の主な内訳	① 治療関係費	562,957円
	② 傷害慰謝料	1,754,980円
	③ 後遺症慰謝料	6,900,000円
	④ 後遺症による逸失利益	12,701,467円
	⑤ 弁護士費用	2,100,000円

5 **被告の「請求の趣旨」に対する答弁**

- (1) 原告の請求を棄却する。
 (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

6 **判決内容**

(1) **主文**

- 一 被告は、原告に対し、金150万1240円及びこれに対する平成28年7月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 二 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

(2) **理由**

- ・教諭から顔面や後頭部を手拳で殴打されたとの原告の供述に整合する目撃者はいないし、教諭が原告を一方向的に投げ飛ばし、引きずるなどの過度の暴行をうかがわせる証拠はない。しかしながら、初診時の診察結果、その時点で認定された原告の両頬の赤い腫れやその後の受診状況等からすれば、教諭は、少なくとも、本件刑事事件で認定された左頬を右平手で2回叩いたという暴行にとどまらない、原告の両頬が赤く腫れあがる受傷を生じさせる強さで、原告の頭部(顔面)に何らかの暴行を加えたものと認定できる。
- ・脳脊髄液漏出症と中心性頸髄損傷の発症は最終的には否定されるものの、本件暴行事件以降、頭痛を一貫して訴えるなどして受診、通院するようになり、2度の入院等を行ったことは、教諭の上記暴行と相当因果関係を認めることができる。

損害賠償金の内訳	① 治療関係費	514,035円
	② 傷害慰謝料	1,700,000円
	③ 後遺症関係費	0円
	素因減額(△20%)	△442,807円
	損益相殺(災害見舞金)	△405,988円
	④ 弁護士費用	136,000円

7 **今後の対応(案)**

- ・県の主張も事実認定(教諭の暴行の態様、脳脊髄液漏出症等を認めなかった等)や法的判断(逸失利益を認めず訴因減額を認定)において一定程度認められており、事案の早期決着を図る観点から、控訴しない。